

# 免許・技能講習等が必要な業務について

H31.4.16作成

## 山梨労働局健康安全課

労働安全衛生法において免許・技能講習・特別教育が必要な業務、作業主任者の選任が必要な作業は以下のとおりです。

免許・技能講習・特別教育が必要な業務(労働安全衛生法第61条, 労働安全衛生法施行令第20条, 労働安全衛生法第59条, 労働安全衛生規則第36条)

業務内容	名称(免許・技能講習のみ)	免許	技能講習	特別教育
発破の場合におけるせん孔, 装てん, 結線, 点火並びに不発の装薬又は残薬の点検及び処理の業務	発破技士免許	○		
揚貨装置の運転の業務				
制限荷重5t以上	揚貨装置運転士免許	○		
制限荷重5t未満				○
クレーン等の運転の業務				
つり上げ荷重5t以上のクレーン(跨線テルハを除く。)又はデリック	クレーン・デリック運転士免許	○		
つり上げ荷重5t以上のクレーン(跨線テルハを除く。)	クレーン・デリック運転士免許(クレーン限定)	○		
つり上げ荷重5t以上の床上運転式クレーン	クレーン・デリック運転士(床上運転式クレーン限定)免許	○		
つり上げ荷重5t以上の床上操作式クレーン	床上操作式クレーン運転技能講習		○	
つり上げ荷重5t未満のクレーン又はつり上げ荷重5t以上の跨線テルハ				○
つり上げ荷重5t未満のデリック				○
つり上げ荷重5t以上の移動式クレーン	移動式クレーン運転士免許	○		
つり上げ荷重1t以上5t未満の移動式クレーン	小型移動式クレーン運転技能講習		○	
つり上げ荷重1t未満の移動式クレーン				○
玉掛けの業務				
制限荷重1t以上の揚貨装置又はつり上げ荷重1t以上のクレーン, 移動式クレーン若しくはデリック	玉掛け技能講習		○	
つり上げ荷重1t未満のクレーン, 移動式クレーン又はデリック				○
ボイラーの取扱いの業務				
ボイラー(小型ボイラー及び小規模ボイラーを除く。)	ボイラー技士免許(特級, 一級, 二級)	○		
小規模ボイラー	ボイラー取扱技能講習		○	
小型ボイラー				○
ボイラー(小型ボイラーを除く。)又は第一種圧力容器(小型圧力容器を除く。)の溶接の業務	ボイラー溶接士免許(特別, 普通)	○		
ボイラー(小型ボイラー等を除く。)又は第一種圧力容器の整備の業務	ボイラー整備士免許	○		
潜水器を用い, かつ, 空気圧縮機若しくは手押しポンプによる送気又はポンベからの給気を受けて, 水中において行う業務	潜水士免許	○		
溶接等の業務				
可燃性ガス及び酸素を用いて行なう金属の溶接, 溶断又は加熱の業務	ガス溶接技能講習		○	
アーク溶接機を用いて行う金属の溶接, 溶断等の業務				○
フォークリフトの運転の業務				
最大荷重1t以上	フォークリフト運転技能講習		○	
最大荷重1t未満				○
車両系建設機械の運転等の業務				

機体重量3t以上の整地・運搬・積込み用機械、掘削用機械の運転	車両系建設機械(整地等)運転技能講習		○				
機体重量3t未満の整地・運搬・積込み用機械、掘削用機械の運転				○			
機体重量3t以上の基礎工事用機械の運転	車両系建設機械(基礎工事用)運転技能講習		○				
機体重量3t未満の基礎工事用機械の運転				○			
基礎工事用機械の作業装置の操作				○			
基礎工事用機械で、動力を用い、かつ、不特定の場所に自走できるもの以外のものの運転				○			
機体重量3t以上の解体用機械の運転	車両系建設機械(解体用)運転技能講習		○				
機体重量3t未満の解体用機械の運転				○			
締固め用機械の運転				○			
コンクリート打設用機械の作業装置の操作				○			
ショベルローダー等の運転の業務							
最大荷重1t以上	ショベルローダー等運転技能講習		○				
最大荷重1t未満				○			
不整地運搬車の運転の業務							
最大積載量1t以上	不整地運搬車運転技能講習		○				
最大積載量1t未満				○			
高所作業車の運転の業務							
作業床の高さ10m以上	高所作業車運転技能講習		○				
作業床の高さ10m未満				○			
研削といしの取替え又は取替え時の試運転の業務							
動力プレスの金型、シャアの刃部又はプレス機械若しくはシャアの安全装置若しくは安全囲いの取付け、取外し又は調整の業務							
高圧若しくは特別高圧の充電電路若しくは当該充電電路の支持物の敷設、点検、修理若しくは操作の業務							
低圧の充電電路の敷設若しくは修理の業務又は配電盤室、変電室等区画された場所に設置する低圧の電路のうち充電部分が露出している開閉器の操作の業務							
機械集材装置の運転の業務							
胸高70cm以上の立木の伐木、胸高20cm以上で、かつ、重心が著しく偏している立木の伐木、つりきりその他特殊な方法による伐木又はかかり木でかかっている木の胸高直径が20cm以上であるものの処理の業務							
チェーンソーを用いて行う立木の伐木、かかり木の処理又は造材の業務							
ボーリングマシンの運転の業務							
業務内容				免許	技能講習	特別教育	
ジャッキ式つり上げ機械の調整又は運転の業務							○
巻上げ機の運転の業務							○
動力車で軌条により人又は荷を運搬する用に供されるものの運転の業務							○
建設用リフトの運転の業務							○
ゴンドラの操作の業務							○
作業室及び気閘室からの排気の調整を行うためのバルブ又はコックを操作する業務							○
潜水作業への送気の調節を行うためのバルブ又はコックを操作する業務							○
再圧室を操作する業務							○

高圧室内作業に係る業務			○
四アルキル鉛等業務			○
酸素欠乏危険場所における作業に係る業務			○
特定化学設備の取扱い、整備及び修理の業務			○
エックス線装置又はガンマ線照射装置を用いて行う透過写真の撮影の業務			○
加工施設、再処理施設又は使用施設等の管理区域内において核燃料物質若しくは使用済燃料又はこれらによって汚染された物を取り扱う業務			○
原子炉施設の管理区域内において、核燃料物質若しくは使用済燃料又はこれらによって汚染された物を取り扱う業務			○
特定粉じん作業に係る業務			○
ずい道等の掘削の作業又はこれに伴う、資材等の運搬、覆工のコンクリート打設等の作業に係る業務			○
産業用ロボットの可動範囲内において当該産業用ロボットについて行う教示等及び教示等を行う労働者と共同して当該産業用ロボットの可動範囲外において行う当該教示等に係る機器の操作の業務			○
産業用ロボットの可動範囲内において行う当該産業用ロボットの検査等又は検査等を行う労働者と共同して当該産業用ロボットの可動範囲外において行う当該検査等に係る機器の操作の業務			○
自動車(二輪自動車を除く。)用タイヤの組立てに係る業務のうち、空気圧縮機を用いて当該タイヤに空気を充てんする業務			○
廃棄物焼却炉を有する廃棄物の焼却施設においてばいじん及び焼却灰その他の燃え殻を取り扱う業務			○
廃棄物焼却炉を有する廃棄物の焼却施設に設置された廃棄物焼却炉、集じん機等の設備の保守点検等の業務			○
廃棄物焼却炉を有する廃棄物の焼却施設に設置された廃棄物焼却炉、集じん機等の設備の解体等の業務及びこれに伴うばいじん及び焼却灰その他の燃え殻を取り扱う業務			○
石綿等が使用されている建築物等の解体等の作業若しくは建築物の壁、柱、天井等に吹き付けられた石綿等の封じ込め又は囲い込みの作業に係る業務			○
除染則第2条第7項の除染等業務及び同条第8項の特定線量下業務			○
足場の組立て、解体又は変更の作業に係る業務(地上又は堅固な床上における補助作業の業務を除く)			○
高さが2メートル以上の箇所であって作業床を設けることが困難なところにおいて、昇降器具を用いて、労働者が当該昇降器具により身体を保持しつつ行う作業(40度未満の斜面における作業を除く)に係る業務			○
高さが2メートル以上の箇所であって作業床を設けることが困難なところにおいて、墜落制止用器具のうちフルハーネス型のものを用いて行う作業に係る業務(ロープ高所作業に係る業務を除く。)			○

**作業主任者の選任が必要な作業(労働安全衛生法第14条、労働安全衛生法施行令第6条)**

作業内容	名称	免許	技能講習
高圧室内作業	高圧室内作業主任者	○	
アセチレン溶接装置又はガス集合溶接装置を用いて行う金属の溶接、溶断又は加熱の作業	ガス溶接作業主任者	○	
機械集材装置若しくは運材索道の組立て、解体、変更若しくは修理の作業又はこれらの設備による集材若しくは運材の作業	林業架線作業主任者	○	
ボイラー(小型ボイラーを除く。)の取扱いの作業	ボイラー取扱作業主任者	○	○ (大きさによる)
放射線業務に係る作業	エックス線作業主任者	○	
ガンマ線照射装置を用いて行う透過写真の撮影の作業	ガンマ線透過写真撮影作業主任者	○	
木材加工用機械を5台以上有する事業場において行なう当該機械による作業	木材加工用機械作業主任者		○
動力プレス機を5台以上有する事業場において行なう当該機械による作業	プレス機械作業主任者		○
乾燥設備のうち、危険物等に係る設備で、内容積が1立米以上のもの	乾燥設備作業主任者		○
乾燥設備のうち、危険物等以外の物に係る設備で、熱源として燃料を使用するもの又は熱源として電力を使用するもの			

コンクリート破砕器を用いて行う破砕の作業	コンクリート破砕器作業主任者		○
掘削面の高さが2m以上となる地山の掘削の作業	地山の掘削及び土止め支保工 作業主任者		○
土止め支保工の切りばり又は腹おこしの取付け又は取りはずしの作業			
ずい道等の掘削の作業又はこれに伴うずり積み、ずい道支保工の組立て、ロックボルトの取付け若しくはコンクリート等の吹付けの作業	ずい道等の掘削等作業主任者		○
ずい道等の覆工の作業	ずい道等の覆工作業主任者		○
掘削面の高さが2m以上となる採石法第2条に規定する岩石の採取のための掘削の作業	採石のための掘削作業主任者		○
高さが2m以上のはいのはい付け又ははいくずしの作業	はい作業主任者		○
船舶に荷を積み、船舶から荷を卸し、又は船舶において荷を移動させる作業	船舶内荷役作業主任者		○
型枠支保工の組立て又は解体の作業	型枠支保工の組立て等作業主任者		○
つり足場、張出し足場又は高さが5m以上の構造の足場の組立て、解体又は変更の作業	足場の組立て等作業主任者		○
建築物の骨組み又は塔であって、金属製の部材により構成されるものの組立て、解体又は変更の作業	建築物等の鉄骨の組立て等作業主任者		○
橋梁の上部構造であって、金属製の部材により構成されるものの架設、解体又は変更の作業	鋼橋架設等作業主任者		○
軒の高さが5m以上の木造建築物の構造部材の組立て又はこれに伴う屋根下地若しくは外壁下地の取付けの作業	木造建築物の組立て等作業主任者		○
コンクリート造の工作物の解体又は破壊の作業	コンクリート造の工作物の解体等作業主任者		○
橋梁の上部構造であって、コンクリート造のもの架設又は変更の作業	コンクリート橋架設等作業主任者		○
第一種圧力容器(小型圧力容器等を除く。)の取扱いの作業	第一種圧力容器取扱作業主任者		○
特定化学物質を製造し、又は取り扱う作業	特定化学物質及び四アルキル鉛等 作業主任者		○
四アルキル鉛等業務に係る作業			
鉛業務に係る作業		鉛作業主任者	
酸素欠乏危険場所における作業	酸素欠乏等危険作業主任者		○
屋内作業場又はタンク、船倉若しくは坑の内部等において有機溶剤を製造し、又は取り扱う業務で、厚生労働省令で定めるものに係る作業	有機溶剤作業主任者		○
石綿等を取り扱う作業又は石綿等を試験研究のため製造する作業	石綿作業主任者		○

記載の内容について御不明な点がありましたら、お近くの労働基準監督署又は山梨労働局までお問い合わせください。

山梨労働局健康安全課 055-225-2855

都留労働基準監督署 0554-43-2195

甲府労働基準監督署安全衛生課 055-224-5617

鵜沢労働基準監督署 0556-22-3181